

京都市京北地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第169号）（上下水道局総務部経営企画課及び技術監理室地域事業課）

1 条例改正の趣旨

- (1) 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、料金表示の方式並びに水道料金等に乗じる消費税及び地方消費税の税率を改正しました。
- (2) その他必要な規定を整備しました。

2 条例改正の概要

水道料金等について、料金表示を内税方式から外税方式に改正するとともに、100分の108を乗じて得た額に改定しました。

(1) 水道料金の額の改定

ア 基本料金（1月当たり）

給水管の口径	用途	基本水量	改正前	改正後
13ミリメートル		10立方メートル	円 2,065	円 1,966
20ミリメートル	家庭用	10立方メートル	2,175	2,071
	学校用又は病院用	100立方メートル	6,570	6,257
	その他の用途	20立方メートル	4,580	4,361
25ミリメートル以上	家庭用	10立方メートル	3,280	3,123
	学校用又は病院用	100立方メートル	6,570	6,257
	その他の用途	20立方メートル	4,580	4,361

注 改正後の料金額は、この表により計算して得た額に100分の108を乗じて得た額です。

イ 従量料金

給水管の口径及び用途により決定する基本水量（上記アによる）を超える部分

単 位	改正前	改正後
1立方メートル	204円	194円

注 改正後の料金額は、この表により計算して得た額に100分の108を乗じて得た額です。

ウ 臨時使用の料金

単 位	改正前	改正後
1立方メートル	255円	242円

注 改正後の料金額は、この表により計算して得た額に100分の108を乗じて得た額

です。

エ 特別給水の料金

単 位	改正前	改正後
1立方メートル	255 円	242 円

注 改正後の料金額は、この表により計算して得た額に100分の108を乗じて得た額です。

(2) 加入金の額の改定

ア 臨時使用の給水装置以外の給水装置

給水管の口径	改正前	改正後
	円	円
13ミリメートル	136,500	130,000
20ミリメートル	168,000	160,000
25ミリメートル	210,000	200,000
40ミリメートル	273,000	260,000
50ミリメートル	420,000	400,000

注 改正後の料金額は、この表により計算して得た額に100分の108を乗じて得た額です。

イ 臨時使用の給水装置

改正前	改正後
52,500 円	50,000 円

注 改正後の料金額は、この表により計算して得た額に100分の108を乗じて得た額です。

(3) 適用区分

改定後の水道料金は、平成26年6月1日以後に決定する使用水量に係る分について、改定後の加入金は、同年4月1日以後に承認の申請があった給水装置の新設又は給水管の口径の増径に関する工事に係る分について適用することとしました。

(4) 規定の整備

特別給水の料金に関する規定を整備しました。

(5) 施行日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市京北地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第169号

京都市京北地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例

京都市京北地域水道の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「合計額」の右に「に100分の108を乗じて得た額」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第7条第3項中「204円」を「194円」に改め、同条第4項中「255円」を「242円に100分の108を乗じて得た額」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第10条を次のように改める。

(特別給水の料金)

第10条 給水装置によらないで給水を行ったときの料金の額は、次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 使用水量1立方メートルまでごとに242円

(2) 給水のために特に要した費用に相当する額

第11条第1項各号列記以外の部分中「額」の右に「に100分の108を乗じて得た額」を加え、同項第1号イ中「52,500円」を「50,000円」に改める。

別表第1中

2,065	円
2,175	
6,570	
4,580	
3,280	
6,570	
4,580	

を

1,966	円
2,071	
6,257	
4,361	
3,123	
6,257	
4,361	

に改める。

別表第2中

136,500	円
168,000	
210,000	
273,000	
420,000	

を

130,000	円
160,000	
200,000	
260,000	
400,000	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市京北地域水道の管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条及び別表第1の規定は、平成26年6月1日（以下「適用日」という。）以後に決定する使用水量に係る料金について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第11条第1項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認の申請があった給水装置の新設又は給水管の口径の増径に関する工事（以下「工事」という。）に係る加入金について適用し、施行日前に承認の申請があった工事に係る加入金については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部経営企画課及び技術監理室地域事業課)